

スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド (愛称 対話の力)

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ① わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式のうち、主として、スチュワードシップ責任に沿って、「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことで、企業価値向上が図られる可能性の高い銘柄に投資を行うことを基本とします。
- ② ボトムアップ・リサーチによる独自の分析に基づく本質的な価値と市場価値との乖離が大きく、かつ企業価値向上の余地が大きいと認められる銘柄に、一銘柄当たりの信託財産の純資産総額に対する比率において10%を上限として、選別投資します。
- ③ スチュワードシップ責任を果たすにあたり、株主の権利を適切に行使することに加え、コーポレートガバナンスの改善や収益力の向上といった視点から、企業価値向上に資する施策を、投資先企業の経営者に対して、積極的に提言することができます。
- ④ 信託財産の運用成果の評価に際して、TOPIX 配当込み株価指数(以下、「参考指標」という。)を参考とします。ただし、参考指標への追従を意図した運用を行いません。
- ⑤ 原則として、国内株式への投資割合は高位を維持することを目標として運用を行いますが、市場環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 株式のほか、株式に関連する投資として、新株予約権証券に対しても投資します。
- ⑦ 余裕資金の運用として、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券等に実質的に投資することができます。
- ⑧ 有価証券先物取引等は約款の範囲で行うことがあります。

2. 主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

- ① 原則として、株式への投資割合を信託財産総額の50%以上とし、株式以外への資産(株式以外の株式関連投資を含みます。)への投資割合は、信託財産総額の50%未満とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券への投資は行いません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等(デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)の残高に係る想定元本の合計額が、純資産総額を超えないこととします。

4. ベンチーマーク

ベンチマークはありません。

5. 信託設定日

2014年12月2日

6. 信託期間

2024年10月15日まで

委託会社は、受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が5億口を下回ったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8. 決算日

毎年10月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

信託財産の純資産総額に対し、年率1.836%*(税抜1.7%)を乗じて得た額 内訳(税抜): 委託会社 年率0.88%
販売会社 年率0.78%
受託会社 年率0.04%

*消費税率が10%になった場合は、年率1.87%となります。

10. 信託報酬以外のコスト

- 実績報酬: 日々の基準価額からハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に21.6%*(税抜20%)の率を乗じて得た額
※実質報酬とは、ファンドの運用実績に応じて委託会社が受け取る運用の対価です。
*消費税率が10%になった場合は、22%となります。
- 監査費用・印刷費用: 監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.108%*(税抜0.10%)を上限とする額
*消費税率が10%になった場合は、年率0.11%となります。
- その他の費用・手数料: 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、その都度信託財産から支払われます。
※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

購入申込受付日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：株式会社 SBI 証券

スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド (愛称 対話の力)

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額

15. 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問合せ下さい。

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預貯金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

※基準価額が1万口当たりで表示されている場合は1万口で除して下さい。

22. 委託会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ 信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因

(1) 株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があつた場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) 中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によつては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(3) 少数銘柄への投資リスク

当ファンドは、投資先企業に対して、積極的に企業価値向上に資する施策の提言を行うために、ファンドの資産規模が小さい場合には 少数の銘柄に投資することとなります。そのため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

(4) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

<その他の留意事項>

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「スパークス・日本株式・スチュワードシップ・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。